

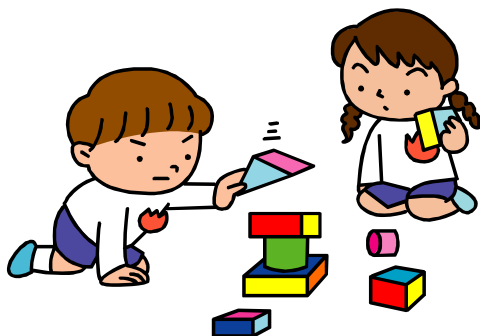
事業所内託児所の運営に対する補助制度

～～長浜市事業所内託児所補助金のご案内～～

従業員の方が子どもと一緒に通勤でき、保育先や勤務時間を心配せずに安心して仕事が続けられるよう、事業所内に設置されている保育施設に対しての運営補助を行っています。

補助対象施設

- ・児童福祉施設最低基準に適合すること
- ・その他指導要綱に適合すること



補助金額

- ① 人件費:保育士1人につき月額40,000円
 - ・保育士の数
 - 入所者の数が10人以下の場合:1人
 - 入所者の数が10人以上の場合:入所者の数が10人までごとに1人加算
 - ・入所者の数
 - 当該月における入所者の延べ人数。ただし、同一入所者は1人と算定する。
- ② 教材費:入所者1人につき月額1,000円

必要書類

補助を受けられるときは必要書類を提出してください。

【必要書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・収支予算書又はこれに代わる書類
- ・入所者名簿等

その他

国による事業所内託児所設置・運営等助成金制度もあります。詳しくは滋賀労働局へおたずねください。



お問い合わせ・申請先

長浜市役所 商工振興課（高田町12番34号）

TEL:65-8766 FAX:64-0396